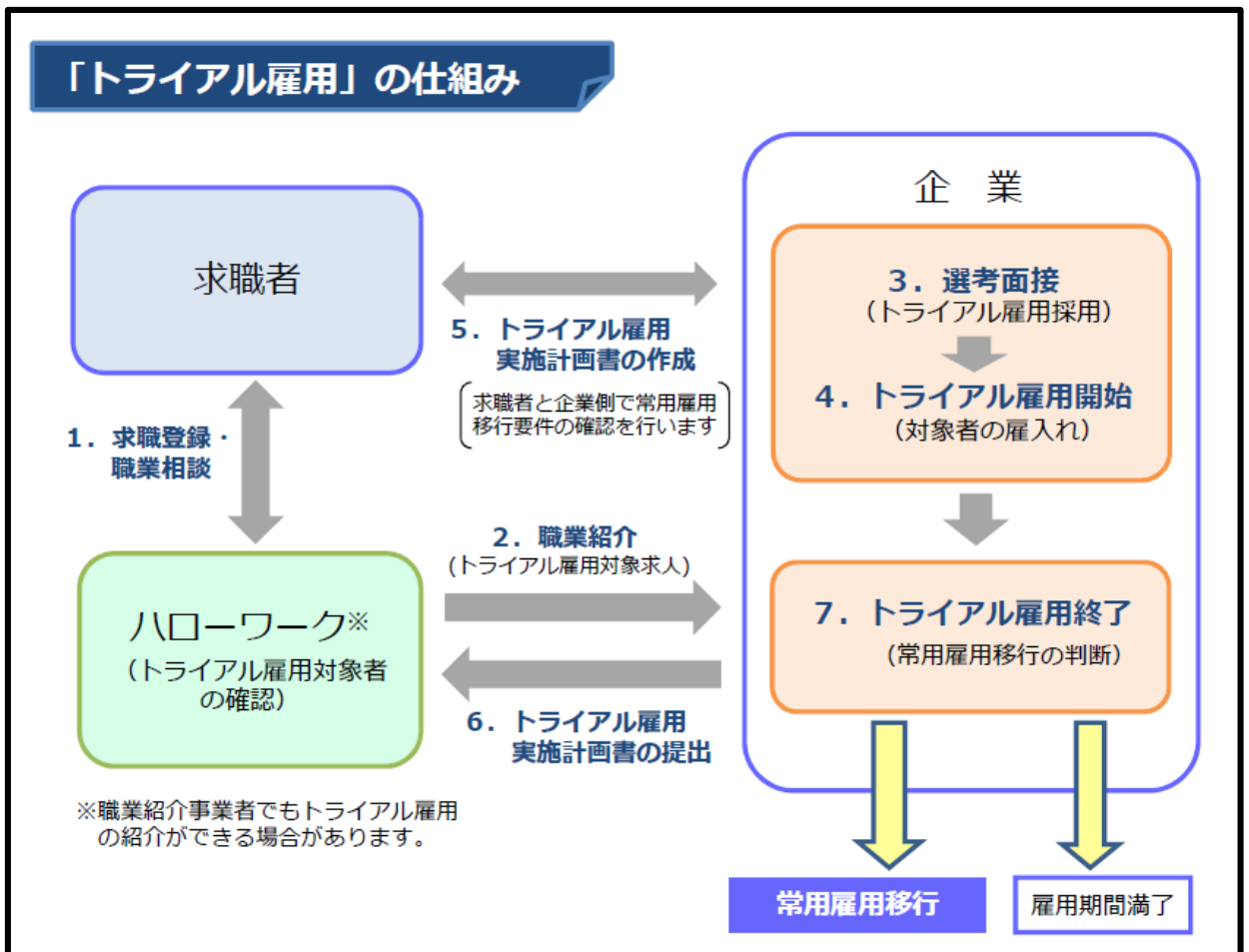


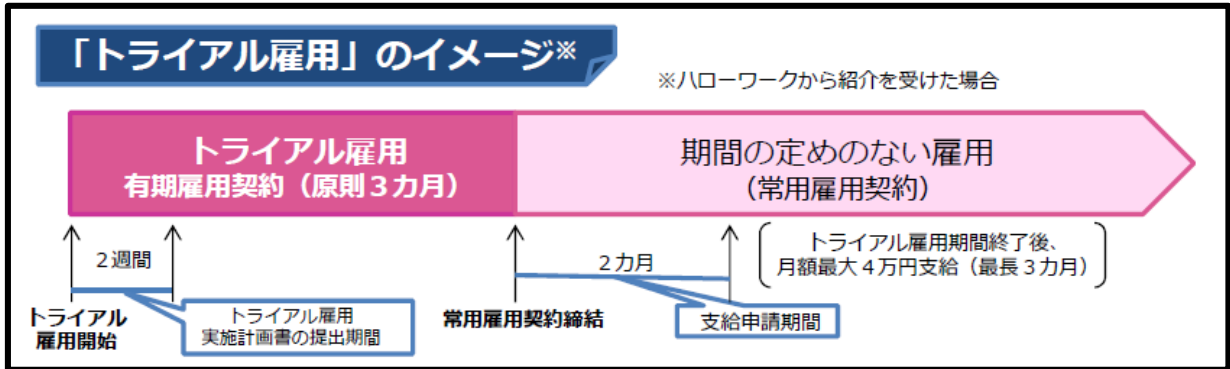
トライアル雇用奨励金

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3ヶ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとすることを目的とした制度です。事業主は、労働者の適正を確認したうえで常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。一方、休職者は、希望する仕事に就くことができる可能性や就職の機会が広がり、会社を理解したうえで常用雇用に移行するため、就職後も安心して仕事を続けることができます。

奨励金の支給額

対象者1人あたり、月額最大4万円（最長3ヶ月間）





トライアル雇用の対象者

次のいずれかの要件を満たし、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後安定した職業に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業についていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する

また、支給対象となる事業主にも要件があり、「対象者に係る紹介日前に、当該対象者を雇用することを約していない」「トライアル雇用を開始した日の前日から過去3年間に、当該トライアル雇用に係る対象者を雇用したことがない事業主」など、他にも多数の要件が定められています。

利用する場合には、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせ下さい。

【参照】

厚生労働省 HP

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyu_fukin/trial_koyou.html